

自然が奏でる子守唄の里

五木

い つ き

No.337

令和5年3月1日発行

二十歳を祝う会

第70回球磨一周市町村
対抗熊日駅伝大会



五木村「二十歳を祝う会」

第70回 球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会

令和4年12月18日に第70回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が、水上村立岩野小学校前分岐点をスタート・水上村立岩野小学校グラウンドをゴールとする全長52.42km（8区間）のコースで行われ、五木村からの1チームを含む19チームが出場しました。

雪がぱらつく中で開催された本大会。気温も低く厳しいコンディションでしたが、選手たちは1本の櫻を繋ぐため、沿道からの応援を背に全力で走り抜きました。

成績、出場選手は次のとおりです。

成績

18位（3時間44分31秒）

出場選手 ※敬称略

1区	みのだ	りょうた	蓑田涼太（人吉高校1年）
2区	すやま	さくら	数山さくら（五木中3年）
3区	しらいし	はやと	白石隼斗（八代市役所）
4区	もりした	じょうた	森下聖太（五木村役場）
5区	いもと	じゅん	井元淳（子守唄の里五木）
6区	やまもと	たかあき	山本高明（五木中3年）
7区	とよふく	ゆきや	豊福幸哉（国土交通省）
8区	おおせ	こうへい	大瀬康平（国土交通省）



蓑田選手(1区)

数山選手(2区)と白石選手(3区)

森下選手(4区)

井元選手(5区)



山本選手(6区)

豊福選手(7区)

大瀬選手(8区)



謝辞・交通安全宣言を行う高田知歩さん

1月4日に五木村「二十歳を祝う会」が役場大会議室で開催されました。民法改正により、昨年4月1日から成人年齢が18歳へ引き下げられることを受け、昨年までの「成人式」から今年より「二十歳を祝う会」となり、村内では、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの5名の対象者のうち、現在、熊本市内の大学生である高田知歩さんが出席されました。

祝う会では、木下村長をはじめ岡本議長や中学生時代の恩師からお祝いのことばが贈られ、更に、選挙管理委員会と五木村森林組合からはそれぞれ記念品が贈呈されました。

最後に、大人の仲間入りをした、高田知歩さんからお礼のことばとともに交通安全宣言が述べられました。終了後、中学生時代のタイムカプセルを開封。懐かしい思い出とともに久しぶりに再会した恩師（谷川先生・一鬼先生）と楽しいひと時を過ごしていました。

無事に二十歳を迎えたのは、今まで育ててくれた両親や見守ってくださった先生、地域の方々のおかげです。本当にありがとうございます。

私は現在、尚絅大学で管理栄養士になるために食品や栄養についての勉強をしています。あと2年間は学生として過ごしますが、まずは卒業や管理栄養士の国家試験合格のために勉学に励みたいと思います。また、一人の大人として自分に責任をもつて行動できるようになろうと思います。ご心配やご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんのが、コツコツと自分のペースで精一杯頑張っていきます。



新しい門出に、いま想うこと。

二十歳を迎え、いまの想いを聞きました。



高田 知歩さん

門出を祝う

1月4日に五木村「二十歳を祝う会」が役場大会議室で開催されました。

民法改正により、昨年4月1日から成人年齢が18歳へ引き下げられることを受け、昨年までの「成人式」から今年より「二十歳を祝う会」となり、村内では、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの5名の対象者のうち、現



地元食材を利用した地元料理の伝承

球磨川流域地産地消支援事業



「くねぶ」の特徴について真剣に学ぶ児童たち

球磨川流域地産地消支援事業(地元食材を利用した地元料理の伝承)を活用した特別学習が、1月24日、五木東小学校で行われました。

この事業は、市町村が実施する地産地消に関する活動の経費を、熊本県から補助を受けて実施したもので、高学年の特別学級(5・6年生)を対象に、「くねぶ」生産者の岡本正さんによる講義が行われました。

村で「くねんぼ」など様々な呼び名を「くねぶ」と統一し名付けて売ったことや、最初にくねぶを植えたときは、ウサギの被害があり、その対策に苦労したことなどの話をいただきました。

児童たちは、くねぶを作るために、たくさんの工夫や苦労をして、おいしくくねぶができる学びました。

また、給食には、同じ在来作物である赤大根を利用した洋風酢漬け、麦ごはん、鮭、みそ汁、牛乳のメニューで、村からは、五木チーズケーキの提供を行いました。

令和4年度「五木東小学校と天草小学校のリモート交流会」



天草とのリモート交流会

令和4年12月22日(木)に、今年で3回目となる五木東小と天草小のリモートでの交流会がそれぞれの学校で行われました。五木東小では、3年生以上の児童9名が参加しました。昨年から、本来の目的でもあるそれぞれの地域に伝承されている「子守唄」を発表し合い、伝統文化の継承にも貢献しています。子守唄の発表の他に、それぞれの地域の特産品や自然の紹介などが行われました。令和5年は、新型コロナ感染の懼れがなくなり、宿泊を通じた交流が行われることを願っています。

『英語チャレンジ教室』
～Let's try English!～

さあ！釣れたものを英語でいってみよう！(親子の部の様子)

生涯学習講座の一環として英語チャレンジ教室を開催しました。

今年度は、新たに親子の部を設け、大人の部(4回)親子の部(3回)を実施しました。パウエル先生の指導の下、受講生の皆さんは笑顔で楽しく取り組んでいました。

特に、親子の部の体を使って学習するプログラムでは、親子仲良く協力して充実した英語教室にすることができました。

来年度もより充実した教室を計画していきます。

無病息災を祈願し、鬼火たきが行われました



1月7日、宮園地区・頭地地区で鬼火たき(どんど焼き)が行われました。

両地区では毎年の恒例行事で、正月に飾ったしめ縄や門松を燃やし、1年間の無病息災を祈願するために行われています。

宮園地区(北分館)では、西谷の河川敷で行われ、年男の園田良治分館長と杉山正憲さんが着火すると、瞬く間に炎と煙が上空に舞い上がり、竹のはじける音が谷あいにこだました。今年1年、風邪をひかないよう煙を浴びられる方もいらっしゃいました。

令和5年 交通安全祈願祭



玉串奉尊

1月15日(日)、五木阿蘇神社にて人吉地区交通安全協会五木支部(支部長:嶽坂幸太郎)の交通安全祈願祭を執り行い、今年1年の無事故を祈願しました。

昨年は人吉署管内で高齢者の死亡事故や、五木村内でもバイク走行に関連した事故、大型車の横転事故等が発生しており、五木村交通安全推進協議会長である木下村長からも、交通安全運動・交通指導員の役割の重要性等について、話がありました。

引き続き村民の皆様も、一人ひとりが事故を起こさない・事故に遭わないために、交通安全ルールの遵守やマナーアップを心がけていただきますようお願いします。

五木の冬祭り



蒲島県知事にも参加していただきました

令和5年2月12日に五木の冬祭りが子守唄公園で行われました。

令和5年の新年を迎える五木村の観光に関する全ての安全を祈願し、併せて狩猟最盛期のジビエを活用し五木村の冬を参加者にPRすることができました。

天候にも恵まれ、鹿肉や猪肉、だご汁など地域の方々のご協力により行うことができました。来年度も五木の祭りにご協力ををお願いします。

ウッドスタート
「誕生祝い品の贈呈」

「税に関する作品」展示



表彰される松永陽那太さん 表彰された中学生の皆さん

「税を考える週間(毎年11月11日から17日)に合わせ、毎年、租税教育の一環として人吉球磨地区租税教育推進協議会が募集している「税に関する作品」において、習字で五木東小学校2年生の松永陽那太さん、作文で五木中学校2年生の山内悠雅さんが五木村長賞に選ばれ、標語では五木中学校3年生の黒木哉政さんが人吉球磨地区租税教育推進協議会会長賞、五木中学校2年生の土屋漣さんが人吉球磨地区税務関係団体長連絡協議会会長賞に選ばされました。

各優秀作品はサンロードシティ店(錦町)並びに人吉市立図書館(カルチャーパレス)にて11月11日から17日まで展示されました。



木にふれて育って！

令和5年1月18日、「ヒストリアテラス五木谷」においてウッドスタート誕生祝品の贈呈式を行いました。

今年で7回目となるウッドスタートは、ヒストリアテラス五木谷において、令和3年7月1日から令和4年6月30日まで生まれた2名のお子様に、五木村ものづくり工房が製作した木のおもちゃ「むらのいきものまわしてずかん」が贈呈されました。

ウッドスタートとは、地域材を活用して子どもの豊かな感性や情緒を育む環境を整備するとともに、人生最初のステージを木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに育ってもらいたいという取組です。

新しい人生のスタートです。五木村の大自然に触れながら、逞しく健やかに成長してください。

新型コロナウイルス感染症について

ワクチンを接種した方も、マスクの着用と手指の消毒で、感染予防を続けましょう。

《お問い合わせ先一覧》

◎五木村のワクチンに関するこ

☎ 37-2218 もしくは、37-2283 受付時間：8時30分～17時30分(月～金曜日のみ)

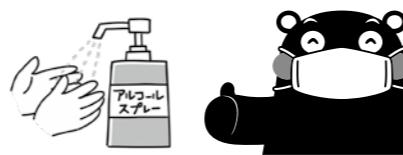
◎「もしかして、コロナかな？」と思ったら

- ① まずは、身近な医療機関やかかりつけの医療機関に電話で相談してください。
- ② かかりつけの医療機関がなく相談する医療機関がわからない場合

球磨地域受診・案内センター ☎ 080-2102-2620

熊本県受診・案内センター ☎ 0570-096-567

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 ☎ 096-300-5909 (24時間対応)



個人住民税申告期間は、3月15日(水)までです

―― 今回のテーマ 「全身の健康は、歯の健康から」――

私たちの歯は食べたり話したりする楽しみ、身体の健康に深く関わります。心も身体も健康で充実した毎日を送るため、日ごろから歯を大切にしましょう。



【歯を失うとどうなる?】

- 噙みにくい 胃腸に負担がかかる 発音が悪くなる
- 顔の形が変わる 力が入りにくい

歯を失うと生活が一変!

【歯の病気にご注意を!】

歯を失う原因で、最も多いのが「歯周病」、次いで「虫歯」です。

特に歯周病は痛みをともなわず、気づかないうちに進行します。

歯周病は放っておくと、細菌が体の中に侵入し、誤嚥性肺炎や心臓病

脳卒中につながりやすく、早く治療することが大切です。



【歯の健康を守るために4つのポイント】

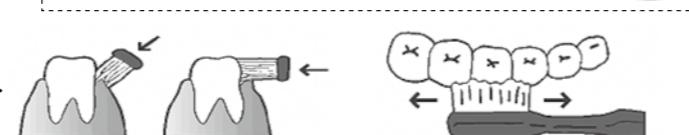
① 磨き残しをなくす。

磨き残しやすい場所に注意しましょう。



1日3回(朝、昼、晩)が理想です。
就寝中は細菌が繁殖しやすいため、特に寝る前は丁寧に磨きましょう!

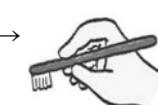
※入れ歯の場合は外して磨いた後、ニオイや細菌を防ぐために、洗浄剤につけましょう。



② 歯ブラシを正しく使う。

<持ち方>

ペンを持つように→



<磨き方>



③ よく噛んでから、飲み込む。

唾液は、細菌の繁殖を防いでくれます。唾液の分泌を増やし、噛む力を鍛えるためによく噛んで飲み込む習慣をつけましょう。→胃腸の負担軽減や、脳の活性化にもつながります。

④ 定期検診を受ける。

検診では、しっかり磨けているかを確認できるだけでなく、専用の器具を使って、磨き残した部分や歯石をきれいに落してくれます。

自身の健康のために、定期的に検診を受けましょう。

※7歳以上の方は、診療所にて無料の歯科健診を実施中です。(2023年3月末まで)

入れ歯の方でも、噛み合わせや口腔内の異常を確認できます。

詳しくは、保健福祉課より送付している後期高齢者歯科健診の案内をご覧ください。



介護予防教室



★げんぞう会の日程

※参加対象：要介護認定されていない65歳以上の方

介護予防の体操やレクリエーション、健康相談を行います。一緒に楽しく体を動かしましょう♪

場所	三浦	下梶原	頭地	瀬目	宮園	平沢津	小鶴	平瀬
3月	7日 (火)		14日 (火)		9日 (木)		2日・16日 (木)	
4月								
時 間	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
	午前 10:00～11:30				午前 1:45～3:15			

4月のげんぞう会は、ありません。5月から開催します。

★脳いきいき教室の日程

パズルやゲームで脳を鍛える認知症予防の教室です。物忘れが気になる方におすすめです！

場 所	保健センター	宮園交流館
時 間	受付／午前9:30～ 開始／午前10:00～	受付／午後1:00～ 開始／午後1:30～
3月		1日・8日・15日・22日 (水)
4月		4月の脳いきいき教室は、ありません。5月から開催します。

「新規で参加したい」「また始めようかな」という方、ぜひ気軽にご参加ください！送迎も行っていますので、ご希望の方は保健福祉課にご連絡ください。

お問い合わせ先：保健福祉課 TEL：37-2214 (IP：2214)



○こころの健康相談（相談無料）

不安やストレスのお悩みについて、ご心配な方や家族、気軽にご相談ください。

人吉保健所 精神保健相談	五木村 こころの健康相談
精神科医が相談を受けます。	臨床心理士が相談を受けます。
【3月】3月 9日 (木) 多良木町多目的研修センター 3月24日 (金) 人吉保健所	相談内容：物忘れ、人間関係の悩みや病の対応等
※完全予約制です。事前に保健所へご連絡ください。	【3月】3月10日 (金)
4月の日程は現在のところ未定となっております。	○相談内容の秘密は固く守られます。
お問い合わせ先 人吉保健所保健予防課(TEL: 22-5289)	○希望があれば、ご自宅に伺うこともできます。
	お問い合わせ先 保健福祉課(TEL: 37-2214 (IP: 2214))

乳幼児健診のお知らせ

※対象者が少ないとときは中止する場合があります。

期 日	受付時間(午後)	場所	対象者
3月3日(金) 4月7日(金)	1:30～2:00	保健センター	3・6・10ヶ月、1歳2ヶ月、 1歳6ヶ月、3・4・5歳児



個人住民税申告期間は、3月15日(水)までです

令和5年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

・後期高齢者医療に加入の方は「医療給付を受ける権利」と同時に「保険料を納める義務」があります。保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源です。納期限までに納付しましょう。

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**(年金からの差し引き)又は**普通徴収**(納付書又は口座振替)により納めることになります。

特別徴収の方

令和5年4月より**年金からの差し引き**により保険料を納めていただきます。特別徴収の対象となる方は自動的に特別徴収になります。(申請は不要です。)

ただし、年度途中で資格を取得した方や、年金の額によっては、普通徴収(納付書または口座振替での納付)になります。

普通徴収の方

令和5年7月より**納付書又は口座振替**により保険料を納めていただきます。

※暫定賦課を行っている市町村は普通徴収の開始時期が異なることがあります。

・75歳到達や県外から転入等で新たに後期高齢者医療保険へ加入された方は、差し引き開始の手続きのため、初めは普通徴収によりお支払いいただき、該当される方は一定期間の後、自動的に年金差し引き(特別徴収)に切り替わります。
・口座振替は登録した預貯金口座から自動的に引き落とすため、納付する手間がなく、納付忘れの心配もありません。口座振替への変更是窓口までご連絡ください。

後期高齢者医療の被保険者の方へ 医療機関の適正受診についてのお願い

必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらう際には、以下のこと留意しましょう。

●休日や夜間などの時間外受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は平日の診療時間内に受診しましょう。

●かかりつけ医を持ちましょう

健康に関することが相談でき、必要時には専門の医療機関を紹介してくれるなど、かかりつけ医を持つことが大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

●重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、体に悪影響を与えるなどの心配があるだけでなく、医療費が増加します。今受けている治療に不安などがあるときは、医師に伝えて相談してみましょう。

●薬の飲み合わせに注意しましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。おくすり手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせと薬のもらいすぎに注意しましょう。

●ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効能・効果を持ち、価格も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬局に相談しましょう。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

○75歳以上の方(75歳の誕生日から自動的に加入)

○65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1~3級及び4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1~2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の方などです。

※一定の障がいに該当する方の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている方及び外国人の方在留期間が3か月未満である方などは対象なりません。

令和5年度の保険料率

○保険料は被保険者一人ひとりが納めます。

○保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

**保険料額
(年額)**

※年額66万円が上限です

**均等割額
(被保険者1人当たり)**

54,000円

所得割額

$\frac{\text{総所得金額等}-43\text{万円}^{※}}{\text{基礎控除}} \times \text{所得割率}$
10.26%

※合計所得金額が2,400万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

所得が低い方への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減(令和5年度から改正されました)

①7割軽減:43万円 + 10万円×(給与・年金所得者の数^(※1) - 1)

②5割軽減(改正):43万円 + 29万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(給与・年金所得者の数^(※1) - 1)

③2割軽減(改正):43万円 + 53万5千円×世帯の被保険者数 + 10万円×(給与・年金所得者の数^(※1) - 1)

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等^(※2)の合計額が

①の判定額を超えない世帯

→ **保険料の均等割額を7割軽減**

②の判定額を超えない世帯

→ **保険料の均等割額を5割軽減**

③の判定額を超えない世帯

→ **保険料の均等割額を2割軽減**

※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合)。65歳未満の場合は年金収入が60万円超の方の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

04

国民健康保険医療費の状況について

～令和4年11月・12月診療分～

	11月			12月				
	件数	保険者(五木村)	前月比	前月増減	件数	保険者(五木村)	前月比	前月増減
入院	8	3,811,547円	+ 103.82%	- 3,103,489	7	5,768,310円	+ 51.34%	1,956,763
外来	256	2,485,047円	- 0.64%	- 374,990	245	2,358,706円	- 5.08%	- 126,341
調剤	108	719,507円	- 2.75%	- 1,194,710	102	745,506円	+ 3.61%	25,999
食事・生活療養費	-	168,350円	+ 9.77%	6,260	-	197,042円	+ 17.04%	28,692
その他療養費	3	10,448円	+ 6.94%	1,356	3	7,571円	- 27.54%	- 2,877
合計	375	7,194,899円	+ 36.42%	- 4,665,573	357	9,077,135円	+ 26.16%	1,882,236

国保被保険者数	1人あたり保険者負担額(月額)	前月比
11月 237人	30,358円	+ 38.15%
12月 225人	40,343円	+ 32.89%

12月の医療費は11月に比べて増加しています。特に入院費が大幅に増加しています。
普段の健康管理に留意していただき、入院・手術にならないよう初期治療を心がけてください。
まだまだ寒い日が続きます。手洗い、うがいをしっかり行い感染症を予防しましょう。



お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

05

消費者行政に関する村長の意思表明

五木村では、村民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するために、人吉市消費者センターとの広域連携を図り相談体制を充実・強化してまいります。また、悪質商法を排除するとともに、被害に遭わないように高齢者をはじめ全世帯に啓発活動を行うなど今後も消費者行政を継続的に取り組んでまいります。

五木村長 木下丈二

マイナンバーカードの交付状況について (令和5年1月末日時点)

五木村	53.8%
熊本県	60.8%
全国	60.1%

マイナンバー制度の需要・関心の高まりとともに、五木村でも現在、2人に1人がマイナンバーカードを持つようになりました。マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるほか、一部の医療機関では健康保険証として利用できる制度も開始され、今後ますます活用する機会が増えていきます。

マイナンバーカードの申請・交付、マイナポイント手続きのサポート実施中！

高齢、遠方にお住まい、仕事の都合などで来庁が困難な方を対象に、役場では、職員がご自宅に訪問したり、夜間窓口を延長したりなどしての申請・交付手続きのサポートを行っています。またカード取得後のマイナポイント申請サポートも行っていますので、この機会に是非ご利用ください。詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ先 ▶ 住民税務課 TEL:37-2213

新型コロナ8波の影響により献血者が減少しています。 「献血へのご協力をお願いします！」

冬期は献血者が減少し、輸血用血液が不足しやすい時期です。更に、新型コロナ8波の影響から、県では年末年始以降、必要な量を確保できない状態が続いている。又、インフルエンザの懸念から、献血バスにも人が集まりづらい状況です。このため、広く県民の皆様に対して献血を呼びかけています。特に若い人たちや、献血をしたことがない方は、是非ご協力をお願いします。

400mL献血・成分献血にご協力ください。
みんなで、献血の輪を広げましょう！

10～20代の
初めて献血される方に

モバイルバッテリーを
プレゼント！



けんけつちゃん

《五木村 献血日程》

日 時：令和5年3月22日（水）

場 所：五木村保健福祉総合センター

受付時間：午後2時～4時

献血は

Web会員サービス

「ラブラッド」に登録していただくと便利です！

献血記録の確認、献血の予約、問診の事前回答がWebで可能
ポイントも貯まる「ラブラッド」。未登録の方も、お手持ちの献血カードがあればすぐにご登録いただけます。

↓登録サイト↓



ラブラッド



献血予約も問診回答も
アプリでできる！

LaBlood

08

国民年金保険料の納付について

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう。

令和4年4月分から令和5年3月分までの保険料は、月額16,590円です。保険料の納付期限は翌月末(例えば4月分は5月末まで)です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方※の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料の「口座振替」申込方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関・郵便局の窓口に提出してください。

保険料の納付期限は翌月末です。口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。口座振替申出の開始時期等は、手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

※「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。

国民年金保険料の「クレジットカード納付」

保険料の納め忘れ防止に、クレジットカード納付をご利用ください。ご利用には「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」の提出が必要となります。お近くの年金事務所(※街角の年金相談センターではお手続きできません。)の窓口に提出してください。また、郵送による手続きも行っております。

国民年金保険料のお支払いに利用できるクレジットカードは、次のいずれかの国際ブランドのマークが付いたクレジットカードです。

<支払いに使用可能なカード>

VISA、MasterCard、ダイナースクラブ、JCB、アメリカンエキスプレス

※カード利用について必ずしもポイントが付与されるわけではないので、ポイントの付与についてはカード会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶ 住民税務課 TEL:37-2213

07

窓口での申請・届出には本人確認書類の提示が必要です!

戸籍・住民票等は多くの個人情報が記載されています。このため、第三者による虚偽の届出や証明書の不正取得を抑止し、個人情報を保護するため、本人確認が法律上のルールとなっています。

本人確認実施にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

手続き内容	① 1点のみの提示でよいもの	② 2点以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍を取りたい時 ・住民票を取りたい時 ・引っ越しなど住所の届出をする時(転入届・転出届等) ・戸籍の届出をする時(婚姻届・離婚届等) ・個人番号カードの交付を受ける時 <p>※代理人による手続きの際は必要書類等がありますので、事前にお尋ねください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る) ・パスポート ・マイナンバーカード ・在留カード又は特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・国もしくは地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真の添付があるもの) <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の書類でも本人確認書類として認められる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・後期高齢者医療証 ・介護保険証 ・共済組合員証 ・年金手帳 ・年金証書 ・恩給証書 ・届書もしくは交付請求申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 ・限度額適用認定証 ・生活保護を受けている旨の証明書 <p>など</p> <p>※上記以外の書類でも本人確認書類として認められる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
印鑑関連手続	本人申請の場合	代理人申請の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が発行した写真付きの証明書(健康保険証など写真がないものでは受付できません) ・印鑑登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び印鑑登録証明書、登録している印鑑 	<p>※申請者本人へ登録意志確認を照会し、その回答書が必要となるため登録証の即日交付はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請者本人が作成した委任状(申請時) ・代理人の本人確認書類(①の書類1点もしくは②の書類2点) ・代理権授与通知書(印鑑登録証の代理受領時)
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書の交付申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証(本人確認は行いません) ※登録している印鑑のみを持参いただいても印鑑証明書の交付はできませんので、必ず登録証を持参ください。 	<p>※代理人申請の場合でも、印鑑登録証を持ってきていただければ交付します(本人確認は行いません)。申請書を記入していただく必要があるため、必要な方の住所・氏名・生年月日等を事前にご確認ください。</p>

相続手続きによる金融機関への提出書類や年金手続きでの提出書類など、個人によって必要な書類が違いますので、窓口に来られる際は「手続きに必要な書類」が示された文書などを持参いただきますようお願いします。

例) 年金機構から届いた書類、金融機関から渡された手続き内容書類など

お問い合わせ先 ▶ 住民税務課 TEL:37-2213

個人住民税申告期間は、3月15日(水)までです

個人住民税申告期間は、3月15日(水)までです

八代年金事務所による出張年金相談のお知らせ

年金相談は予約制となっております。予約なしで来訪されると対応できない場合もありますので、必ず予約をしてください。

3月	場所	人吉市役所	錦町社会福祉協議会 (温泉センター)	多良木町多目的研修センター
	日時	6日(月)・13日(月)20日(月)・ 27日(月)	8日(水)・22日(水)	1日(水)・15日(水)・ 29日(水)
4月	場所	人吉市東西コミュニティセンター	錦町社会福祉協議会 (温泉センター)	多良木町多目的研修センター
	日時	4日(月)・11日(月)・18日(月)・ 25日(月)	6日(水)・20日(水)	13日(水)・27日(水)
相談時間		午前9時30分～午後5時	午前9時～午後5時	

【予約先】 八代年金事務所 お客様相談室

☎ 0965-35-6123 (土・日・祝日を除く8:30から17:15まで)

※お電話の際は、自動音声案内「1」選択後、「2」を選択してください。

※その他不明な点は 五木村役場 住民税務課 ☎ 37-2213まで

令和2年7月豪雨災害及び台風14号災害における道路規制状況について

※令和5年2月末時点

種別	路線名	規制内容	被災状況	場所	う回路
【村道】	① 白蔵線	全面通行止め	山腹崩壊・路肩決壊	村道起点から3.0km先	無
	② 入鴨線	2t車以上 全面通行止め	路肩決壊	村道起点から1.2km先	無
	③ 川辺川線	全面通行止め	路肩決壊	村道起点から1.0km先・他5箇所	無
	④ 瀬目葛の八重線	全面通行止め	路肩決壊	村道起点から1.5km先・他1箇所	無
	⑤ 小川支線	全面通行止め	路肩決壊	村道起点から0.3km先	無
	⑥ 横手線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	村道起点から1.5km先	無
【林道】	① 菊池・人吉線	全面通行止め	法面崩壊	高塚山登山口から泉五木トンネル区間	無
	② 日当線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	③ 鶯山線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	④ 相良五木線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	⑤ 八重線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	⑥ 入鴨線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	⑦ 裾川線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無
	⑧ 下入鴨線	全面通行止め	路肩決壊・法面崩壊	全区間	無

※詳細については建設課へお尋ねください。また、復旧工事については、国県と協議しながら実施していきます。

人吉労働基準監督署
☎ 0966-22-5151

お知らせ	熊本県特定(産業別)最低賃金 が改定されました
■ 熊本県特定(産業別)最低賃金 が令和4年12月15日から上 がりました。特定(産業別)最 低賃金には、適用範囲があり ます。詳しくはお問い合わせ ください。	■ 熊本県特定(産業別)最低賃 金が令和4年12月15日から上 がりました。特定(産業別)最 低賃金には、適用範囲があり ます。詳しくはお問い合わせ ください。
■ 電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具・情報通信 機械器具製造業	■ 電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具・情報通信 機械器具製造業
時間額 896円	時間額 896円
■ 自動車・同附属品製造業 船 舶製造・修理業、船用機関製 造業	■ 自動車・同附属品製造業 船 舶製造・修理業、船用機関製 造業
時間額 931円	時間額 931円
百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー
時間額 855円	時間額 855円

100

◆「ハピナカト」・球磨ハイハイ
(球磨地域振興局の壁)
●●●●●-●●-●●●●
mail
kuma@jobcafe-branch.
com

※新型コロナウイルス感染症感染防止のため、状況によって中止する場合がございます。中止の場合、ひとよしサテライト、もしくはお電話、ビデオ通話にてご相談いただけます。

◆若者サ・ポートステーション
やつしろ ひとよしサテライト
070-1565-7889

【相談例】 相続の手続きがよく分からぬ、遺言書を残したい、借金で悩んでいる、認知症の親のことで相談したい、夫婦関係・親子関係で悩んで

熊本県司法書士会事務局
☎096-364-2889

- 対象者：女性
- ※女性でない方のご相談は別の相談窓口を紹介させていただきます。
- ▼事前の問い合わせ先
熊本県司法書士会事務局

〒868-0024
人吉市鶴田町16
さわやか大学
米津方

る方は、前日までにご予約の上、ご予約の時間に会場にお越しください。

◆ 定 員 … 100名程度
 ◆ 受 講 料
 ◆ 申 込 方 法

東西コミュニティセンター
 他（変更になる場合もあります）
 6千円（入学金1千円）

個人住民税申告期間は、3月15日（水）までです

☎ 0966-22-0555

○受講資格
高等学校卒業以上の学力を有する方で、手話通訳活動が可能な方

県では、人吉・球磨地域の人才確保・マッチング支援のため、ジョブカフェ・球磨ブランチ（球磨地域振興局3階）の体制を強化し、「ワントップ就労相談窓口」を開設しています。

求職の方はもちろん、採用活動中の事業所も無料で利用可能です。気軽にご相談ください。相談は事前に予約をお願いします。

○開所時間
午前10時～午後5時

○定休日・土日祝日
○出前相談会開催日
・3月8日(木)～28日(火)

・3月14日(火)
あさぎり町免田保健センターター

・3月17日(木)
ハロー・ワーカ球磨

・3月23日(木)
多良木町多目的研修センター

・3月28日(火)
湯前駅レールウイング

・3月30日(木)
あさぎり町免田保健センターター

▼お問い合わせ先
ワントップ就労相談窓口
(ジョブカフェ・球磨ブランチ)



令和5年度人吉・球磨圏域手話奉仕員養成講座のご案内

聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の養成講座を、次とのおり実施します。

○日 時
【基礎課程】
令和5年4月5日～令和5年8月2日 毎週水曜日
(全17回)

【基礎課程】
令和5年9月6日～令和6年3月27日 毎週水曜日
(全28回)

【基礎課程】
令和5年4月5日～令和5年5月31日の講習日
※受講者定数に達した時点で締め切り

○申込方法
会場で受講料を添えて申し込んでください。

○受講料
(予定)
テキスト代等 7,600円

○申込期間
令和5年4月5日～令和5年5月31日の講習日

○申込方法
会場で受講料を添えて申し込んでください。

個人住民税申告期間は、3月15日（水）までです

▼人吉・球磨風水・祈りの浄化町サイト(<https://hitoyoshifusui.com/>)



人吉・球磨
風水・祈りの浄化町

三日月石

球磨最大の吉日(ハレの日)と
して、鍵入れの儀式などが行
われるようになりました。

その吉日を再興し、水害復
興やコロナ収束などを祈願し、
人吉球磨全体で食・体験など
も展開しました。

地域の人々の多くが忘れて
しまったこの史実が、三日月
詣のイベントとして復活し、
この機会に人吉球磨の歴史を
感じていただきました。

▼お問い合わせ先
一般社団法人人吉球磨観光地
域づくり協議会
(☎ 0966-49-9010)

○受講資格
高等学校卒業以上の学力を有する方で、手話通訳活動が可能な方

※令和6年3月高等学校卒業
見込みの方も含みます。

○受講料
(予定)
テキスト代等 7,600円

○申込方法
テキスト代等 7,600円

○申込

Topics

九州地区スポーツ推進委員功労者表彰を受賞



1月28日～29日に第65回九州地区スポーツ推進委員研究大会が大分県大分市で行われ、山尾祐治さん・永井雅裕さんが九州地区スポーツ推進委員功労者表彰を受賞しました。

これは長年スポーツ推進委員として村内のスポーツ推進に取り組まれた活動が、地域におけるスポーツの振興に大きく貢献したものとして表彰されたものです。

3月の行事予定

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1日(水) 春季防火パレード | 15日(水) 住民税申告相談
(2/16～3/15まで) |
| 3日(金) 行政相談
(JAくま会議室) | 17日(金) 行政相談
(宮園憩いの家) |
| 5日(日) 中学校卒業式 | 23日(水) 小学校卒業式 |
| 11日(土)～12日(日)
第2回球磨川リバーバルトレイル | 24日(木) 小中学校修了式 |
| | 25日(土) いつき保育園卒園式 |
| | 28日(火) 小中学校退任式 |

4月の行事予定

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 3日(月) いつき保育園進級式 | 21日(金) 行政相談
(西地区集会室) |
| 7日(金) 行政相談
(JAくま会議室) | |
| 10日(月) 中学校入学式 | |
| 11日(火) 小学校入学式 | |

※日程は変更となる場合がございます。

五木村役場 連絡先一覧

所 在 地：〒868-0201
熊本県球磨郡五木村甲2672番地7
代表電話番号：37-2211 (IP : 2211)
代表FAX番号：37-2215
※IP電話、FAXが無い部署はそれぞれ代表番号をご利用下さい。

階	部署	直通電話	FAX
1 F	総務課	37-2211	37-2215
	ダム対策課	37-2212	-
	保健福祉課	37-2214	-
	住民税務課	37-2213	-
	会計室	37-2281	-
	建設課	37-2017	-
	産業振興課	37-2247	-
2 F	教育委員会	37-2266	37-2267
	議会事務局	37-2352	37-2352

今月の表紙

今月の表紙は1月に行われた「二十歳を祝う会」です。対象者5名のうち、1名の出席となりましたが、久しぶりに再会された恩師とのひとときを楽しまれています。
20歳を迎えた皆様の今後のご活躍をお祈り申し上げます。



五木村公式
インスタグラム
五木村の見どころ、イベント、景色などを紹介します。



五木村公式
ライン
五木村の防災や行政、観光、移住に関するさまざまな情報をお伝えします。



五木村公式
ツイッター
五木村の様々なイベント情報を発信します。



五木村公式
フェイスブック
五木村の最新情報をお伝えします。

